

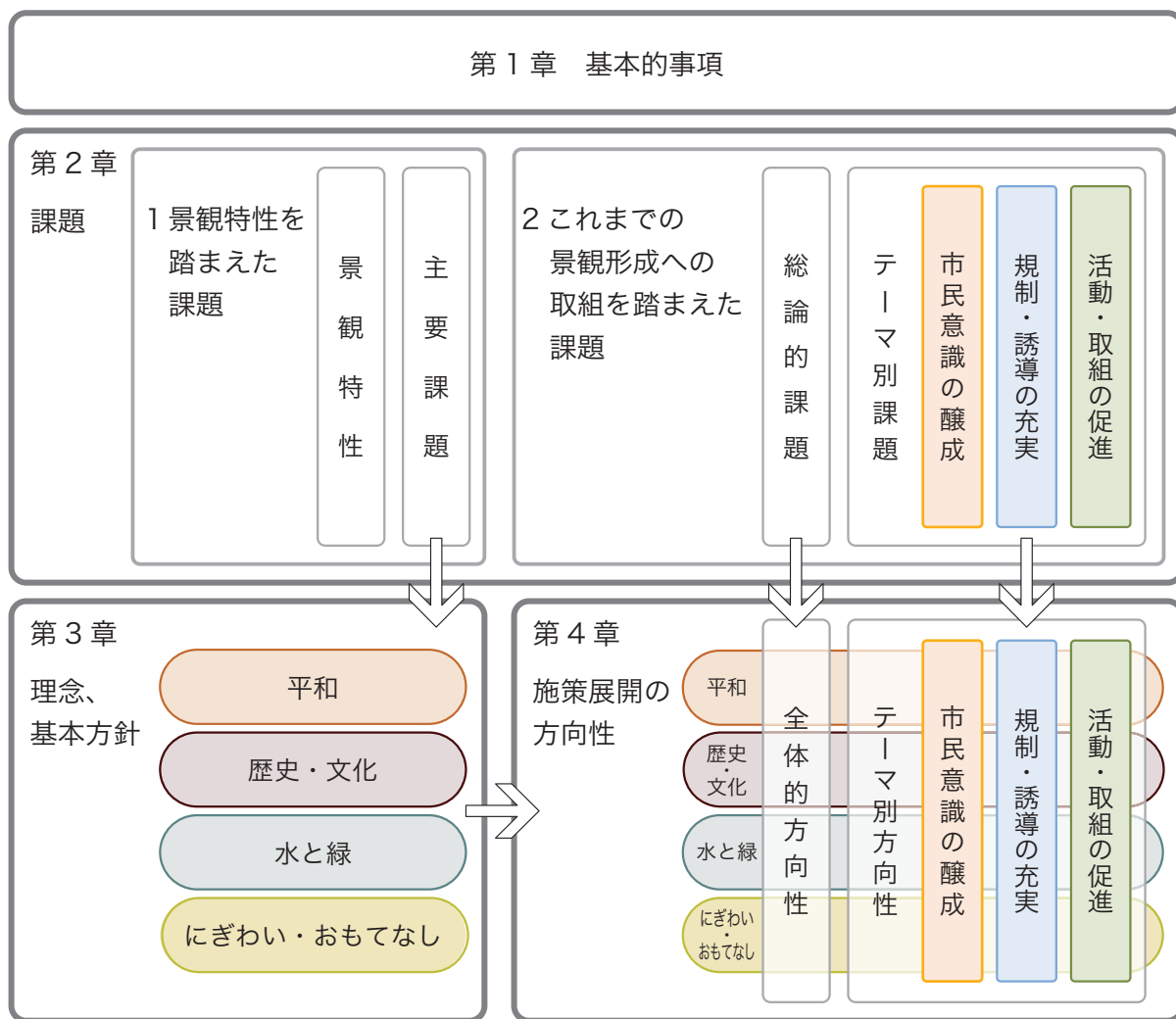
ビジョン編

■ビジョン編について

ビジョン編では、「第1章」で、計画策定の背景や意義、位置付けなどの基本的事項を整理しています。

「第2章」の前段では、本市の景観特性から、「平和」、「歴史・文化」、「水と緑」、「にぎわい・おもてなし」の四つの観点で主要課題を取りまとめ、これらの課題を踏まえて「第3章」では、基本方針を導き出しています。

「第4章」では、「第2章」の後段で取りまとめた、これまでの景観形成への取組を踏まえた課題（「総論的課題」及び「テーマ別課題（「市民意識の醸成」、「規制・誘導の充実」、「活動・取組の促進）」）を縦軸に、「第3章」で示した基本方針を横軸にして、推進編につなげる施策展開の方向性を整理しています。



第1章 基本的事項

1 背景

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定して以来、40年以上にわたり、建築物や屋外広告物等に係る景観協議制度などにより美しい都市景観の形成に向けて取り組んできました。

また、この間、「広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針(平成14年1月)」や「広島市の魅力ある風景づくり基本計画(平成16年3月)」を策定、平成16年12月の*景観法の施行後は、平成18年4月に「広島市*景観条例」(以下「景観条例」という。)を施行、平成20年2月には景観条例第4条第1項の規定に基づき「広島市景観形成基本計画」(以下「景観形成基本計画」という。)を策定し、本市の良好な景観形成に向けた取組の充実を図ってきました。

景観法の施行により、景観誘導について法的拘束力のある仕組みが創設されたことや、平成23年12月に公表した「世界に誇れる『まち』の実現に向けてー市政推進に当たっての基本コンセプトー」に掲げる「美しく品のある都市景観の創出」を踏まえ、これまでの取組を集大成し、さらに充実・発展させるため、広島市*景観計画(以下「景観計画」という。)を策定しました。

景観計画は、景観形成基本計画の内容を踏襲しながら新たな視点で策定するものであり、この策定に伴い、景観形成基本計画は廃止しました。

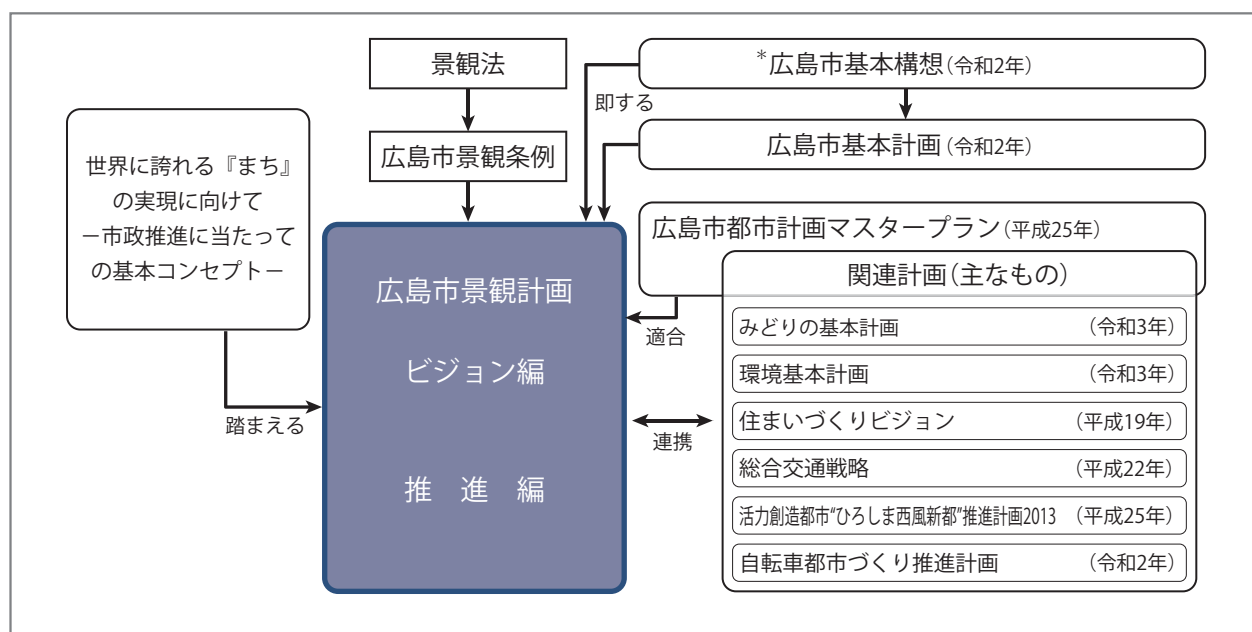
2 意義

本計画は、市民、*事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものです。

3 位置付け

景観法第8条に基づき、本市が景観行政団体として策定するものであり、第6次広島市基本計画(以下「広島市基本計画」という。)の部門計画です。

また、本計画は、「*広島市基本構想」及び「広島市基本計画」に即したものとするとともに、都市計画法に基づいて定めた「広島市都市計画マスタープラン」と整合を図り策定するものです。



景観計画と景観法、*広島市基本構想等との関係図

4 目標年次

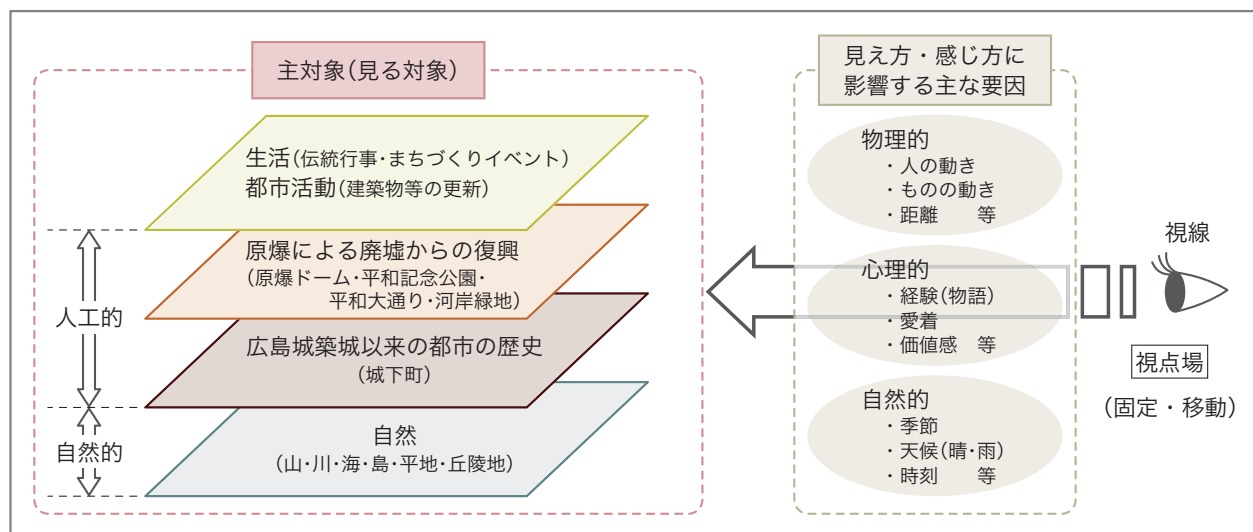
広島市都市計画マスタープランに合わせて、令和12年度(2030年度)を目標年次とします。

ただし、良好な景観形成には数十年単位の長い期間が必要であることから、景観計画に示す方向性は、被爆100周年(令和27年度(2045年度))に向けた本市の景観形成のあり方を展望したものとし

ます。また、景観に対する市民の意識変化や時代のニーズに柔軟に対応するため必要に応じて見直しを行います。

5 本計画における景観の定義

本計画では、「景観とは、人の目に映る視覚的なまちの姿だけでなく、地域の歴史や文化、自然などの風土や日常生活から醸し出される雰囲気、まちづくり活動やイベントによるにぎわいや活力など、見る人の知識や経験、価値観などからのまちの感じ方を含めたもの」と定義します。



景観の定義(概念図)